

糸島市補助金設計書

所管課	地域福祉課
-----	-------

補助金名称	災害復旧資金利子補給補助金
区分	③利子補給事業補助
該当例規等	糸島市災害復旧資金利子補給規程

【長期総合計画体系】

基本目標3_みんなの命と暮らしを守るまちづくり

政策1_災害対策

施策②_防災・減災基盤の整備

1 補助の目的

本市に住所を有する者が災害による被害の復旧資金を金融機関から借り入れた場合に、その貸付利子を市が補助することで、被災者への経済的な支援を図る。

被災者にとっては、利子負担が軽減されることで住家等の復旧工事の一助となり、被災前の生活を少しでも早く取り戻すことへの効果が期待できる。

2 成果指標

指標① 成果指標・目標値 緊急時に適応されるものであるため現在の設定なし。
目標値① (単位)

3 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】

災害復旧を行う被災者に対する金融機関の貸付

【補助対象者】

本市に住所を有する者で、災害により住家又は保全のための防壁等に被害を受けた者

4 補助対象(外)経費

【補助対象経費】

災害による被害の復旧のために、資金を金融機関から借りた場合に係る利子

【補助対象外経費】

補助対象以外

5 補助率・補助限度額、積算根拠

【補助限度額】 年額100,000円 円

【積算根拠ほか】

市が、次に定める額と復旧資金の償還残高に対する年2%の額とのいずれか低い方の額以内

(1) 住家又は住家保全のための防壁等の損壊が、全壊、全焼又は流失の場合1世帯当たり10万円／年

(2) 住家又は住家保全のための防壁等の損壊が、半壊又は半焼の場合1世帯当たり5万円／年

6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和 5 年度 まで